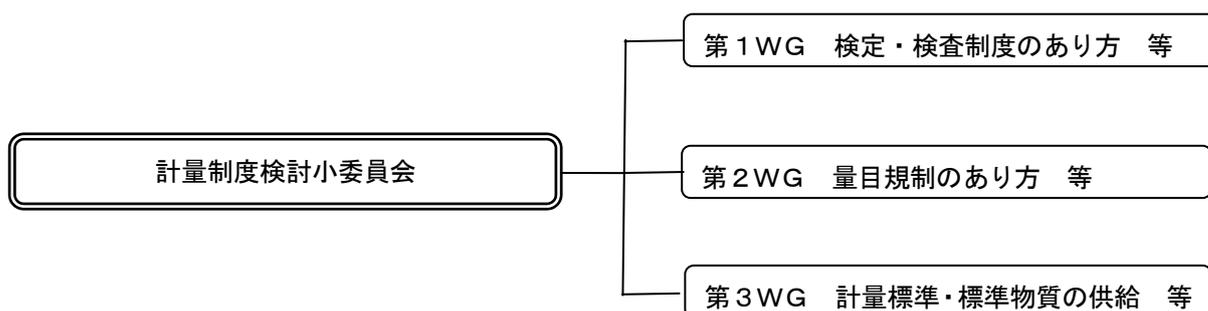


審議の進め方について（案）

（検討体制）

- ・ 計量行政審議会運営規程第十一条に基づき、ワーキンググループを設置。
- ・ 産業構造審議会運営規程第十五条に基づき、ワーキンググループを設置。



（検討事項）

- ・ 第1WG：特定計量器の検査・検定を中心とした安心・安全な社会の構築のための計量のあり方
- ・ 第2WG：商品量目制度を中心とした公正・公平確保のための計量のあり方
- ・ 第3WG：環境計量証明事業者制度、計量標準供給とトレーサビリティの確保、NMI Jの一層の活躍のための環境整備を中心とした世界との繋がりを確保するための計量のあり方

その他、各WGに横断的に関わる単位の課題や計量士、情報提供のあり方等については、小委員会で検討を行う。

（主なスケジュール）

- 小委員会、ワーキンググループにて分野別に順次検討を開始。
- 以降、小委員会、ワーキンググループの検討の進捗に応じ、年内を目途に小委員会にて基本的方向をとりまとめ、計量行政審議会にて審議。更に小委員会、ワーキンググループで検討し、平成18年春を目途にとりまとめるを予定。